

# 「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する法律案」に関する見直しについて（提言）

2010年2月26日

衆議院農林水産委員会筆頭理事 森本哲生  
参議院農林水産委員会筆頭理事 一川保夫  
農林水産委員会質問研究会六次産業化小委員会  
委員長 石津政雄  
事務局長 山岡達丸

下記項目について、法文上、所要の措置をとられるよう提言する。

## 1 「六次産業化」の文言の追加

題名、目的等に「六次産業化の推進のための」などの文言を加えること。（これに伴い、「六次産業化」の定義も置くこと。）

## 2 「資金の確保」の例示

「資金の確保」の規定に、具体的な内容が分かるよう、例示を加えること。

## 3 農林漁業者等以外の者が行う事業の名称とその位置付け

農林漁業者等以外の者が、地域の農林水産物等の資源を活用して、原則としてその資源の存する地域において行う事業全般が、この法案の対象となるよう、法案の中に位置付けるとともに、その内容にふさわしい名称とすること。

## 4 情報の提供に関する規定の追加

総合化事業等に取り組もうとする者に必要な情報を適切な形で提供する旨の規定を設けること。

## 5 検討条項の追加

この法律案以外の六次産業化関連法律との関係の整理を念頭に置いて、施行後3年以内の検討条項を追加すること。

# 『「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に関する法律案」に関する見直しについて（提言）』に対する考え方

平成22年3月3日  
農 林 水 産 省

## 1 「六次産業化」の文言の追加

題名、目的等に「六次産業化の推進のための」などの文言を加えること。  
(これに伴い、「六次産業化」の定義も置くこと。)

- ① 農林水産物価格の低迷等により、農林漁業所得が大きく減少し、農山漁村の活力が低下する中で、農林漁業と2次産業・3次産業を総合化し、農林水産物をはじめ、農山漁村に豊富に存在するバイオマス・小水力等の資源を有効に活用して新たな付加価値を生み出す農山漁村の6次産業化を強力に推進することが喫緊の課題となっていると認識。
- ② こうした中で、今回の本法案においては、農林漁業者等が生産に加え、加工又は販売を一体的に行う事業活動を支援することを柱としつつ、小水力発電など「農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用」する取組も支援対象とすることとしているところ。
- ③ また、今後、農山漁村における6次産業化を幅広く推進することを明らかにするため、提案理由説明において、本法案を「政府において、農山漁村の6次産業化を総合的に推進するための第1歩として」提出するものである旨記載する方向で検討。
- ④ なお、「6次産業化」の概念については、「農山漁村6次産業化ビジョン」（2008年12月）、「民主党の政権政策マニフェスト」（2009年7月）においても様々な表現振りがあるように、その範囲（外縁）が非常に幅広いものであるため、現時点では、法律上の定義が確定できないことをご理解頂きたい。

(参考1)

### (民) 農山漁村6次産業化ビジョン（2008年12月）[抜粋]

#### 5. 農山漁村の6次産業化のための改革に関する方針

##### (1) 6次産業化の基本的考え方

- ① 以下の取組を通じて、「農山漁村の6次産業化」を促進する。
  - ・ 農林漁業の生産（1次産業）自体の質的転換
  - ・ 農林漁業サイドが加工（2次産業）や販売（3次産業）を主体的に取り込むことによる新たな起業
  - ・ 加工・販売部門の事業者等が農林漁業に参入することによる新たな起業
  - ・ 農林漁業と2次産業・3次産業との融合による「新たな業態」（＝ニュービジネス）の創出（農林漁業者主導型、他産業事業者主導型）
  - ・ 「農山漁村」という地域の広がりの中で多様な「人」と「業」との有機的な結合

(参考2)

### 民主党の政権政策Manifesto2009（2009年7月）[抜粋]

農山漁村を6次産業化（生産・加工・流通までを一体的に担う）し、活性化する。

## 2 「資金の確保」の例示

「資金の確保」の規定に、具体的な内容が分かるよう、例示を加えること。

- ① 本法のような特定の政策目的を実現するための振興施策を規定する法律（振興法）においては、関連する予算及び制度資金のメニューが多数存在するため、法律上は、議員立法も含め、例外なく単に「資金の確保」と規定。
- ② 提案理由説明において、「国は、この法律に基づく認定を受けた総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に必要な制度資金や予算の確保に努めることにより、農林漁業者等による農林水産物等の加工・販売、バイオマスや自然エネルギーの利活用、人材育成等の取組を支援する」旨を記載する方向で検討。
- ③ 本法案の説明資料（パンフレット）等、農林水産省ホームページ、Q & A等で、農林漁業者をはじめとする関係者にわかりやすい形で、利用可能な予算や制度資金のメニューに加え、利用する場合の窓口や手続を紹介する方針。

## 3 農林漁業者等以外の者が行う事業の名称とその位置付け

農林漁業者等以外の者が、地域の農林水産物等の資源を活用して、原則としてその資源の存する地域において行う事業全般が、この法案の対象となるよう、法案の中に位置づけられるとともに、その内容にふさわしい名称とすること。

- ① 「基本理念」（第2条第2項）において、「多様な主体による当該技術の研究開発及びその成果の利用が推進されなければならない。」と規定するとともに、「定義」（第3条第5項）において、「研究開発・成果利用事業」という名称の事業として、その内容を規定。
- ② 「研究開発・成果利用事業」については、本法案の運用において、「原則としてその資源の存する地域において行う事業全般が、この法律の対象となるよう」にしたいと考えており、こうした趣旨を「基本方針」に記載する方向で検討。

（参考）

### 第三条

- 5 この法律において「研究開発・成果利用事業」とは、次に掲げる研究開発及びその成果の利用を行う事業であって、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化の促進に特に資するものをいう。
- 一 新商品の原材料に適する新品種の育成、土地、水その他の資源を有効に活用した生産の方式又は農林水産物等の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発、品質管理の方法の開発その他の農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発
  - 二 新商品の生産に要する費用の低減に資する生産の方式又は機械の開発、品質管理の方法の開発その他の新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発

#### 4 情報の提供に関する規定の追加

総合化事業等に取り組もうとする者に必要な情報を適切な形で提供する旨の規定を設けること。

○ 本法案において、「国等の施策」として、「情報の提供」を条文上明記。

(参考)

第十八条 国及び地方公共団体は、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するため、情報の提供、人材の育成、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

#### 5 検討条項の追加

この法律案以外の六次産業化関連法律との関係の整理を念頭に置いて、施行後3年以内の検討条項を追加すること。

○ 本法案の附則において、施行後5年以内の検討条項を規定。

(参考)

附則第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。